

監理技術者等が専任特例 1号による兼務をする場合の取扱いについて

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）の改正規定のうち、令和 6 年 12 月 13 日から一部規定が施行されたことに伴い、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。）を建設業法（昭和 28 年法律第 100 号）（以下、「法」という。）第 26 条第 3 項第 1 号の規定（以下、「専任特例 1 号」という。）を適用して兼務させようとするときは、次のとおり取り扱うものとします。

なお、専任特例 1 号は、法第 26 条第 3 項第 2 号及び同法施行令第 27 条第 2 項を適用した兼務と併用することはできません。

(兼務ができる条件)

専任特例 1 号を適用して兼務できる工事は次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は、監理技術者等を工事ごとに専任で配置しなければならない。

(2) 建設工事現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね 2 時間以内であること。
なお、工事現場間の移動時間は、片道に要する時間であり、又、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に確実に実施できる手段により行うものとし、予定される作業時間内の自動車、自転車等による最短移動時間等をインターネット上の地図アプリ等で確認するものとする。

(3) 当該工事の下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は、監理技術者等は工事ごとに専任で配置しなければならない。

(4) 当該工事に配置される主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「専任特例連絡員」という。）を当該工事に配置していること。
なお、当該工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の専任特例連絡員は、当該工事と同種の工事に関し 1 年以上の実務経験を有するものであること。

なお、専任特例連絡員に必要な実務経験における土木一式工事又は建築一式工事は、法別表第一によるものとし、本県での営業種目（細目）は次のとおりとする。

- ・土木一式工事：PC、グラウト、推進、シールド、道路、河川、管渠布設、管渠更正、港湾、海洋
- ・建築一式工事：建築解体、SRC、RG、鉄骨造、木造、鉄骨プレハブ、PC プレハブ、耐震補強

(5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、

現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他システムであっても遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであればよいものとする。

- (6) 契約締結後、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」（以下、「計画書」という。）をダウンロードして計画書を作成し、工事現場ごとに備えおくこと。また、当該計画書は、法施行規則第 28 条の帳簿の保管期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保管しなければならない。
- (7) 主任技術者又は監理技術者が当該工事以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する工事の数は 2 件を超えないこと。また、現に履行中の工事においても専任を要するか否かに関わらず、専任特例 1 号を適用できる工事であること。
- (9) 兼務する工事はともに神奈川県発注工事であること。

（入札時の手続き）

- ・ 兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に、速やかに兼務の意思を発注者に伝えるとともに、兼務の相手方となる工事の発注者に審査書類、計画書と併せて「配置予定技術者に係る誓約事項（専任特例 1 号）」（様式 1）を正副 2 通提出し、副本に当該者の押印を受けてください。
- ・ 事後審査中の発注者に、配置予定技術者届や現場代理人兼務届等の従前の書類のほか、前記「配置予定技術者に係る誓約事項（専任特例 1 号）」の副本を提出し、発注者の審査を受けてください。
- ・ 提出は、入札公告兼入札説明書に記載の入札担当部署へ電子メール又はファクシミリでも可能です。なお、電子メール又はファクシミリで送信後、入札担当部署へ電話で送信した旨を連絡してください。

（契約締結後から工事着手前までの手続）

契約締結後、専任特例 1 号を適用して監理技術者等を配置するときは、様式 1、施工体制図及び計画書を、発注者に提出して、承認を得てください。

（適用時期）

令和 7 年 12 月 22 日（以下、「適用日」という。）以降に公告する工事に適用します。なお、以下の工事については、適用日以降、受発注者協議により適用できるものとします。

- (1) 契約中の工事
- (2) 適用日以前に公告し、契約を締結する工事